繪本忠臣蔵 後篇 十

中村進午文庫
文庫5
702
20上

P.B.M.
505
08

所藏 HGS
部門 IV
番号 511
文

所藏 HK
部門 [redacted]
番号 9642
小番 10

繪本忠臣藏後篇巻之十

目録

○四家優礼諸士
○義徒ホ賜死図
○松田矣愛惜力弥
○礒合測室守節義母子自殺于墓前図
○元川矣賜春服於大星ホ
○斧九太夫以悪報餓死于荒神河原図

昭和三十三年十一月二十七日
法学部研究室より移管

昭和十五年 一月十六日
中村才次氏

文庫5
702
20

○元川庶賜雇於諸士ホ
○義徒ホ奉命自書畫　○堀治家晒家宝図
○四諸庶捨金葬諸士ホ於泉成禅院
○義兵衛遺功德於十載図
○父弁九太夫逸事
○天川屋義兵衛逸事
以上

福井県立図書館

繪本忠臣蔵後篇巻之十

四家優禮諸士

天の時ハ地の利ニしかず地の利ハ人の和ニしかずと云ふ扨も高位階高官ニして足利氏其方紀度の古老として天の時を
の因縁あるを以て人の崇敬にあ一ることを見聞し足利氏
ゆれども甚邸宅ハ柳営に隣つゝ傍仁木家の援ニ便あ
る地の利と云ふべかりしかるに義徒ハ高階の流を汲て一
筆して本懐を遂たるものハ渠則人の和と謂ひて義徒ホ
よく相和とるとゝ人の加なりしかれば和の治ることや廣
大なりて天下ゝの呼ニ和一義徒ホのとる所を治ひ慕ハ
るゝものなりしかゝ家の法度も各義徒を待ニ敬て

義徒ホ
花を
賜ふ

其の頃主人のごとくあしらひ厚く優待を加へらる郎等の中に
諸侯各おしなべての公より あるひハ一度も多く元川
貧家なるが如くなりしが
家の礼法のみならず和漢の食事万端切腹の式の法まで委しく覚え
されバ元川家のものを兼て身を寄られ別して扱もの家に
役人なる戸氏の鍛より諸士まで警衛して甚だ主君の前ぞ
老郎よりかゝるが元川家の太守ハ未だ旅所に入らず
尚洗服を改めて待ち居けるに太守殿下の士に対面
ありて叔く方々ハ一言の語に感ぜられ誠に威光の陰あり
殊に年来の本望を遂げられ栗崎道有より人々今日かく
其くしく大場の警衛をなし向とせん嗚呼かな
されど元利家へ対し康客のもとにありし身の上を
と何事も申されず隔意あるべからず諸士

のこる事も無事なる役人どもとかく敵をうちしが夜
もすがら文ぬれて又ハ何ゆゑにかくいふや浪士等の役人
対面ありしハ元川家の家老よりくはしく対面ありて
きこし及びけれど是れより諸事よく心得て
諸士を案内して各沐浴をさしめ人々に接待する者七
元川家にハ大石が主従の士をいたはりこれを給仕の者八茶坊主人を
あハしむ扨又浴室居風呂に湯をわかし一人づゝ入らせけるに
に仕へしもの浅く義士の中にて湯ハ二三人を入れしむ
ることも出来ず本年八月より元川家のもとに居ける
黒羽二重の小袖に浅黄無垢の下着を添へ儒官ある
まゝ一人ごとにこれを与へて着替しめ
を二間ある間に十七人ハこれより此の衣服のまゝ
家の二間ある座敷にいたりて着替をなし
のこりも同じく八ツの列に居並び亦
ところがある広間に諸士各座に着けバ料理を賜ひ
へんとせしに

主義清おこれを辞とるといへども 饗応(?)あつくおもてなし こゝろをつくしよろこび
斎藤家(?)このとなる好しみの別して 順慶よく 饗応の義礼を尽し 家中の者ども迄に
なるべく 菓子薄茶などまでも さしあげられ 滅多に 結構なるをもてなし
なり
見よ 感ずべし 恰も 大賓をむかふるごとく 饗礼をとりつくせし 饗応
よ数十の此席をならべて 一家の者にまで傳せり
い州まで ほ 湊の郷をはやく 蔵ひ此の所へ 昭郎 坊は終に 結構茶坊主よ
うれるゆかりに さしあたり るもの
命じて 親しく 主としら 浅士来れ 接待ありて 各次の間に
出て 守護をせしむる
いさゝかの一通をまかされるる 此文法の事を とりまかなひ 老人に
ごとくにこゝろへ 自らくのこゝろにて 主を付く 老人よし 浅士来るゝべく
頭巾羽織にて 身のまはりも ぬるく まかせて 遣りて 繋がり
案内の役を はじめいさゝか 主もしれ 通の席へ 感涙して 流れける
こゝろに とうりて 各無事来明に 起くして 入る 志しづる心は
泉家の方に 向ひ 拝をなして 切腹の時に至るまでの 交

に至るまでも 武士に勿く 力弥の心 あつく けなげ 共に 起り 又 しるまで 知れ
松田彦七 惜力弥
こゝに大星力弥は 松田家にありて よく身をつくし 敵の根
よりまさしく 忠節の義ありし 主君 義士の上に至りて
数輩の将帥のごとし されば 松田彦七も 此年に至りて
豪傑の風あることを かくせしは 別して 深く 此時に
力弥夫婦 手に抱かれしまゝ 家に発熱して 寝食忘れ
ば 松田彦七 大に驚き 医者に侍医に命じて 療治せしめんと
に力弥 活気へしける 此度いづれ 出仕も 相成り候 とはいへ
あがりし 大切の身なれば 決して 療治に 耐ゆべく ねばならぬ
平素 第 此のこゝろの 及ばれ 申さず 侍の役あらねば 猶

忠義を尽く
自殺

るべくや謝しあるべし若く義を服せざれバ松田庄伝
ならうけしま御しハ父の病ふともかくとゝのひかたく用ゆるとても
らんとしてえ川家へ使者を立てまゝあらく介にかくして座せ
らまくあるにやあらく介ハ松田庄の康君あらざるてんを深く謝し
国ゝらん入るとしハ父子の間の役ハ本懐を達しゆへとうろ彼これ
とらかくひしが只今あらくハ各こゝろ悟も格別よく義にかな
中あるゝも申ところ公に主しされバ詮なき役にハ首
任でし集あに任せし主しあられしあつて松田庄も強達
整に及ばれ終に自ら力弥が病体へ除まれやさしくなるハ郷
此の不快のしよ付添用波さるべきやうともしくハ一ぞ
其て服義これあくさ宗全ハ郷の了首にて本懐を遂せ

後ハ死をあらくせつしるゝよりかくかハ波さるゝのもしくんの猪り
とのへしも此度のまゝに格くハそのまゝにて死を賜ふ猪のまゝにハ
あらびけし一件落着の上ハ郷あどの忠臣義士何ぞの國をも
怨望とることもあれハ随分保養をもつて命を全ふせらる
べしとありけるに力弥謹んで御頭の趣分別あるに病体を
先達あしまひ残に御懇の御主に厚くハ存ども家の業
用に此程の後まてハ首くこれあくまと未ますお家の
伊豆か御仰付るべけれバ速に除命もこれありとあれども
しも御名にかけさせあるべく得ばしや因別の者共別
の御沙汰まつしく助命御付らるゝとも家来父子とも後
ハ初より猶死の分弁よりハやくなるべき役あるしねどる御賞

毒を飲ましなんとの心底恐入こんぱやむことを得ず是を
いとし義理満面の涙を流すも念し
せば父銀刀派をかく威とするも恐るべきの旅
一言あり越して力弥の子ハ
同列の子ハ
松田庚大夫威し泳を惜せう
きるのみも楽ぶんを拉しめんとまるハ卿ろくハ
やさるめ〳〵おのこのどん頭よハかうやさんとし
あり〳〵ばか清ふし〳〵も傷せばそ父中ろく介義
の企を付てハ家内の者へハ露だりも知せやうねばならず拙
母及び母おぢも如何よ存ぜをも忘却せ〳〵板よ存じ母
父ハ中に及び義も知ても知見いとされひご今法ハ
本懐を遂せ〳〵越うみのうら嘆ようとびやされ不
ねば方のこんようう成もこれるくひが生日ようが間よ
ようをひ御屏風に庚ゑみ拉びの絵のるてくひを知よ孫
るものみまで日〳〵に是をのこうちるんやりよを中
よ義ご事ハ大吉ようて当年屋敷よ入かるめ〳〵面ざ
しにより似る庚ゑの是あるひ大吉て平生義をまを
しひく彼画図のあり拉よたるひを拉びひ〳〵が今拉ハ
いうぶ〳〵居ハ一同人中義と拉ひのこ是通も平竟
ひ悪の心義踏止ぶ〳〵不倶法ること中上度長弧
入ひ〳〵に松田庚ハ感激よ入びば拉〳〵神をこしまが〳〵を
ろう三度ハ楽ぶんの奪ひべうこぶるを知て何でも心強せ
ば〳〵を重ようるよ義ようるく病れもせうろうハ

常に従しかり

元川侯賜春服旅大星寺

かゝる砌に元川侯ハまた諸士等の遇待日ごとに篤かりしが優礼を加へられ足とるが光陰矢のごとく年を月に送を重ね日たる大三十日にもなりしかバ諸氏に命じて諸士等へ衆春の服調をせ入れ且一人ごとに熨斗目麻上下をとらせたまひたるにハづまも有かたき恩恵の厚きハたぐひなし且国人の身にいらぬる者服をかざし再三辞謝すれどもさしにゆるし入ざれバ是非なくうけ頂し各感涙をなしてぞありける中にも衣服上下などをうけし松ハ中にも介ハつくよりもいさゝそおりのくにたまひかう今宵ハ某宿すなしかせし御詰のかたくもいざかりて

かゝるひのみ一間に圍棄して武事を論じ文事を美びるるに坊主流例のごとく筆をこゝろし又へといろく／＼このへし酒肴を揃おしろバ二諸の／＼忠くをとくよりも先に何かさし亦名方の主事に越年しまふて寂くに揃くも大変に将どれが今宵ハ一坏盃をしたまへと大杯をまつくとらせてにわる場井川流の三士ハりようの下戸なれバ頻にようてありたらがいざられくも今宵ハ酒徒に交りしんとも互に引うけ春花にまく興にいく各数杯をまさむかなりはに大星瘡斎にむかひ十郎左衛門事者ハ甚つまし深くさへて上戸よくへバちくと添くとりあへずかくりに八楽ぶかく

おのくぐもく
八介九左衛門
吾報を
ちゃく
蒼狗河原よ
縊死

いさゝせやさんとおもふに諸流ハいづれもおもしろさことにお
もひ家もつくし立ちなからむかし行に碁合大に碁を催し
ひらきし道ありしとぞるゝまゝにしてさしハ流たしなみさ
かれとかさねて盃をもかさね吾しいそぎけりつぶさんに
勢なれハ碁合今ハ世むまるかく扇子をつく立あがり琴小音
よく打討斎家の間をさそふもおもしろく流れゆるゝ諸流
八甚蔵左しさそもく碁石鉄の覆鉢入くれが志かりしを
後かけるよハ彼無氏へ討入ずひしめ彼大夜因のむる碁扇
ものといへども才まへばひしれ碁彦もよくつとしかれん
とふふよ一度をかく都を召びさくこゝろしろうゝて中活
も耐ゆれバ大星諸流よつばらく蜜を納かし 義徒ありね
て孤子極めるくめ

又あれハ此折大星およそ今生の名
残のところまでくハ酒をおもひそ杯とし　又もとゞ此しおよ酒よ申ごく東
天紅の鶏なくさかりて一陽の来るを待ふせたる義徒あ
名をとゞめとなし彼折頃の素服をさ出し元川家のふし
あの方よむかひて折をなして二度夫より泉岳寺の方に
向ひて又折をなして三度次に諸流よ其上新年をむかへし
也後又かくの服よあらためて名家且の徳をかさね
はらく今しんみよ通りて死をも推く年々より心をかへて優美
の振舞をそとかしかるり

元川家臨寉於諸士家

外ニ家の義徒あるもおのく元旦の吟詠あらそそく捨遺に記れ

されバ四家の流度よく諸士まで志されせらるゝをゑぐまりて諸
かりしとゞもなりて元川家よハ礼遇を厚く流よ年も

あらたまりて翌二月二日諸士もの積籌を献じて誉ある鶴の
庖丁を仰付られ広間にめし出して是を見せしめられし時に
庖丁の役人衆多で舎くて千年丹頂の鶴ともつる料理させ
切りて諸士是いづれも目出度しとてあそびをなされけるもあぐ
されけるにより是をまひ合るが則彼鶴を料理し仰付られ是義
続あるにたまひしが是をも奥にて思ひ遣る事深く感歎し書読
きこえけるなりしかるに是とて名誉を退きけるが大星ひ
そかにおもふに甲斐なき役の月なれバ其内は諸もなしとい
へども家中当月ハ是非御裁判も是あるべき由去冬より内
家の礼侍ゐるを名にしらひたのもしく祈に今日鶴の肉
丁を仰付られしよも家々が内まを待しきふのなどと続

たゞ是にあれバりしや中にも其都に嘆しく未練の心や生せんと
大にあやぶみ同列よびひそかに相議し後の事
主感じりて南八扇が谷の御屋敷にお(し)亡君の百
ヶ日に御法要をなく家く四十六士を召しの亡君追善
御納しまく切く忠義を本意となし居しいつよう
たりし名集の面ありさまにて感じまし共大に悲
且雁平伏して涙ながらに亡君の御恩ハさら人どにあら
せぬふして是ハさらかぐくもいとらせしてや
孝へらし且よしおまに十六士の面々都に是をさそり名
義家を面にあらし空夜さへ御前ますバ家々ハ只今
よそうも此供中べし異に同意はさ人しるバ中る事介ハ大にま

義直卿奉命各自畫

扨も通貫の城主は大名小名お減していまは諸士の
死を殺さんと日夜評議あり〻〻仁本家の穏密
あるよしなれども〻〻公決をなすに於く決
入れざるもなれいつまでも勅命の公論のく
まく御ようとうる越も及ぶべき歟後は推しはしに
判断を公あるれあうまをいうとしよるは已と塵よ
るの為〻〻は天下の規矩あり夫は十六士の罪
のなられに仇を報ずるは是国家の法を犯すなり
もるの為〻〻まく手を出い義あり〻〻手を出さ

るのれは年竟私の論あり強を以て人倫の
中なる情〻〻及ぶべき〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
を又は家世代〻〻仇〻〻是利家の免許もあるべし猥
に騒動を企るとなれば〻〻於〻〻ゆるさるべあり此あり
今日十六士の罪を決断し士の礼を〻〻切腹を〻〻〻〻
りのなられば仁本家の所もむ〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
新んぜざるの為理を公論〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
論を害せざれば後天下の法は立べ〻〻〻〻〻〻〻
〻〻〻於て高議是〻〻一決〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
〻は是利家〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻
更に命あり〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻〻

不孝不義の者不埒に思はる家名を改易せらるべき
よし仰出されしかバ公にても依怙なき御裁判しかも仁德
をもつて御ゆるしありて二月四日四家の諸侯へそれぞれ
こゝに於て各其用意を大かたなしけるに中にも細川家よりは使番十
七士の者ども召され誅に及ぶ事家来不思議の値遇にて卿等し
親しくおりしらの其ずく一件落着せざれバ好ところ
さへりのこし置く事しもあり今日おりの身よりぬ是
命あつく縁の別離をおしみて遺恨もなく是夫
二月中旬までもあれバ家来の身を悉しるべく酒肴
かうに懇命ありさらに別れの志をしめしくまつり探
を賜ひけれバ諸士の思ひ深く懇意の切なれバ感涙

ぶかねくるにはしが其くのしく大星両手をつけ
囚人の我々をかくまるものあらしまかりてや國士とのごとく
遇しくださるのみならず御芳恩いつの世にかは忘れまいらすべき
りしも来世までんての誅しあらバ冥土の旅もしるべく
も此恩の報ぜんと深くも拜謝し諸士一同に頭をさげ
つくし返答するが諸氏に涙にむせびぬ其後細川家の臣堀内伝右衛門
よりかねて寄合せし事も此の事ありしくんにのの
よ大星甚よろこびの躰にて卿下さるべく
あればこの行を志しぶる事卿されども行年家来を一度はよ
八藤を泉岳寺へ元祖の寺なるゆへ此後のため備くべく仍
披露ありたしとありしかバ傳右ヱ門太田六丸の方へつきそひ

之の図

これをもつて孫一郎殿に平あり彼刀の打様素ぐ
者せ一刀の新刀すくなくあるゆえより打一行よりて作
付くんりの佩刀と奪ひ働さひ〳〵ぐ宮〳〵市ゐ郎〳〵
郎〳〵お乗り給はれあるべくんり後日乗ぶぐ佩刀に
むこ〳〵ゐ乃ゐ〳〵なぐ〳〵ゐ人もひぐ立て〳〵落る下
され〳〵〳〵にて清流ハ撰ゐとうさ〳〵〳〵宗味
よ品遠ゐゐ〳〵感美〳〵大星よひゐハ本屋吳今中
さけられ一段ハ浪よ中ゐ郎〳〵りよ手ゐ吳あまぐゐ
ん易ゐるぐ〳〵ゐや郎よ〳〵ゐるゐ平ハこれるあさ中と
再三おゐ〳〵ゐ大星大よ感じ入様よ祭ゐ方もあさ
中段付〳〵中祭ひぐ〳〵ゐ吳今〳〵ゐ〳〵ゐ

一〳〵と急所の間よりゐ中とゐひ吳利よりの捨使をこ
そい清流ゐゐ〳〵ゐ行あ〳〵捨使入あ〳〵ゐ重傷清士
あ〳〵ゐ郎市〳〵今命の趣のぐゐ吳ゐ〳〵ゐ中ゐ〳〵介像ぐ色
ゐゐ様様や恐ゐ〳〵も天下の大法を犯せ〳〵郎〳〵いゐ
なゐ刑よゐ和せ〳〵吳ん〳〵ねせ〳〵〳〵ゐ市懐聽屠〳〵
して切腹御免仰付〳〵吳ゐ清流宮方よ叶ひ雖有社合〳〵
縁ひ〳〵て御免中〳〵ゐぐ祭ゐの清士ゐも者ゐゐこと
びの色どゐ〳〵平伏〳〵て〳〵ゐゐゐ捨使ゐ〳〵ゐ〳〵
中さゐハ世分ぐり〳〵ゐ〳〵〳〵体吳〳〵ゐ〳〵せ吳ん辭よ中〳〵
せ〳〵ぐ〳〵吳又いづゐ〳〵ん敵よ思ゐ〳〵ゐ吳ゐ重右屠て
今日敗易中付〳〵吳〳〵ゆ作ゐぐ〳〵風雖中〳〵ゐ〳〵

に諸士等ハ捨使の情ある言葉ふかく感謝し退きぬ
る程に諸氏ハさしもうらみたる風情もなく白小袖に
淺黄の上下にて各々十七士の前に出て覚悟にハ及ども見事なり
賜の士ハ皆目見されけるし後なかりし時皆のぶまれ旧縁あるも
一列にこれをあし戴き重くの御恩恵をかて難有御賜中に
中謝ある此言葉ふし恩惠の者共を愚し家中和に因て
もしらねバ程るべく此言汲のあるべしさて其をとれぞく各
言の御勇志に感り何かし何かずく結構の御扱りしも擬命
にある氣く なしバ事ならぬも援ゆる方の其べき御意 赤黒
くハ天さへもまるかしねらて是非もおし浮る御贈国て
御義あるべし 接拶されバ結末も此すく洞きてぶらいつ

となお辭しにハ御意ゆゑさんしくるの有せしよおまりのを
かくさ言葉さえもておかくせんさくハお裁の御用意から
けあらり疾其バ何あるしくおま方あるくやけらるべしと
人々此有事ても大星が辱言を謝し刹那よさんとく名辭世
の詩歌を認め贈り又られの惜くし其バ野郡あるまさとび
にて其へど筆しも各縁あされしとをおかせて 四十六士の辞世 擬造よいろく 諸
氏ハ大あるとび長く在変よのかのべしと泣よ言いとあし
うるよ大星ハ為何られまたしね頼君あれハ何そ御用も
くれしらつよ大星うらむどうに言卿のそくまも日見バ其
も互のよおし是ハ坊主氏の内十二三来るがへだよくん
と見のへれをしし向へ水野家よ御茶を示里いさきんと

寡君せしよし申せしに諸氏されどもとのごとくは彼者今命の
趣を演させしとそのまゝ部屋より入て其外ならびに今々よ
起もあがらば注進せし浪士共は子供人々に慈悲をいたし給を
全く各方の義烈をあらはしぬるゆへなるべしとかくれ合ふ室
ともかくもみなく不便の事よとおもひけるに落涙とゞまらず
にあさそれは有志の面々にしてそのとき汝を申入させけるに
検使の下知を待らけしは各方の中なる籾露の見れにて
あるさまのあるこゝろもやわしくへとしてかしこうとて没け
の場所にまた廊下は三間四面の仮座をまうつくひ一重張の幕
をまはらし浅黄縁の畳をしき白布を敷て九尺四方に仕立
よう給の裏布をしきさる白法の屏風をさしまはし後をふさぎ

又大広間には検使をはじめ御目付御徒目付諸役人威儀を正して着
座ありければ川庭家臣まかりいでおのおの揃ひしと申ければ
くさくも儀式を到ときかし次に小頭に浪士のうちより一人の諸
士すゝみ出て一番初めに大石主税御役人にて介錯二人附添ひ
仮座のごとく来りかしこまり腰をのべ気色すこしも恥ず
に敷居をこえ廊下によむかひ一礼し白布の中央に着座
すれば小姓二人にて三方に短刀を載せ湯をそへ
大石が前に置きこれをみて大石揚りつゝ是をすゝりて
けく一口のみ　やがて手拭にて膝をおさへ押肌ぬぎ
介錯の方へ会釈すれば終に武法のごとく腹十文字にかき
切首うしなへし検使見とゞけ列座の面く

感ぜぬものハなかりけりすでに介錯首うちおとしかし
彼が首うちおとさんと実検にそなへしめ此介錯して後の嗚の
実検にそなへしあふこれ則身首をおもむくに給ふ前よりさらし首を引よせ
あくこゝろざしなく四郎兵衛一人でよりかゝりしが手に扇風つく
おしらし畳布をしく四方よりつゝ屏しとびに指おて
擡しおかれ　其姓名を記せらるかくのごとく
彼ハ四郎兵衛ならぬ思ひくの姉ほもノ
元川家よりの妻を剃ひらかせ
よりて義清ホ四郎兵衛らへ名誉よく切腹をとげしるゝ大庭
六郎左衛門ハ七十有餘の老人よく律義一偏のさむらひ場にまかり
て四方を見廻し大をあはれなる行ひにて泣おし
けまつし討添る役人も始の程ハさすがにありしが大蔵殿
手縛させしがひとしく泣ふし額をもあげざれバ介錯の者の
とらばまし左右を睨まへしいふにやかましいに

心付させしく是ハおのれふよしぬ不覚をとなしてハ併ながら卿
未練にあらぬや誤一条の四方下されし事ハよりに赤尾
の百姓によく亡君未前幼年の頃より旛を持し小人まで
ひとしかあれいさせしてこそや四方まで叶ひかくれたるあひ
しかの五郎の今を分辨なくも足利家の御撿使を受
諸侯の面前に於て懇なる武士に介錯させ御墨ひと
まてよき心がけ叶ひし果報ものあら連も亡君尊顔の御落と
ねじえハ老人のさもしきに胸せまり暮く思ふも只落涙
いたしてはいざ腹はなんといふより早く右肌ぬぎて肚の皺を
かきあげ袴の紐をかしこ手をかく切腹を
とりなしたるこゝに又大利家の郎等人武森喜多八

汝ハ肚十文字ニかき切くいさぎよく首をしのべるを介錯
坂東数左ヱ門なりふけるとゝのれハ名ハいとゝすまし
しハ何ものゝしわざぞ切いれ〳〵首ハおのれとむさぼり
来る人ハ何もるのゆい意色るく角〳〵ゆゑ首を抱
静よりうべしとゆせしハ数左ヱ門も流石のものゝさん沼
ゝと再び左ヱ門ゝうゝおやし給よ首尾よく仕舞さの
ハ捕使をゝうゝ手除の人〳〵来ハ猛烈あるゝ数左ヱ門
ゝ落対ゝる振舞よ新一感嘆も事ゝうゝくて四ゝの
義徒ゝ志ゝ〳〵切腹ゝ捕使の面〳〵堪ゝよゝそ
引ゝ名ける嗚呼代日いゝあゝ百ゝ忠臣といひ義烈〳〵いひ
一時よゝ信除の名士を書せゝ何人ゝ見をいゝまゝさん

る行よゝ見刑部ハ〳〵義徒ゝの男ゝ流罪ゝ和
せ〳〵と一件〳〵ゝ落評ゝ〳〵

義徒ゝの男ゝいまゝ五義ゝ
義徒ゝの男ゝ

四流庚捨金葬流士青於泉成禅院

夫孝ハ者よ結ゝ所以〳〵ハ己ゝ忠義のゝ〳〵後世よ文
の名を辱〳〵ゝ〳〵やゝれハ四十六士の面〳〵万代
悪名の前義をわ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ流庚も是を匿
大星おゝ屋を檀よ〳〵ゝ夫〳〵姓名を記〳〵ゝ捕使
帰城の後流よ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ泉成寺へ送〳〵ゝ〳〵ゝ武
家所ゝ家のゝ〳〵ゝ〳〵ゝ義徒ゝの葬式ゝ〳〵
檀をゝ〳〵ゝ野ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

忠成るの門出の見の端面もあく集りて恰も興安児の父母
と妻ちるごとくこゝかゝく彩を奉くて哭しける中にも彼
とぐ涙うく四之助よりも幸都婆よ抱とゝの一番さとよ
向あぐして泣るものもあるうち彼るの流涙
よハ若年の今るのを抱きて一百日箇間塔婆供養を吾
まもとる彼るよ汝ハ如月初旬よりく妻もうやまうのの
こゝらのれが唯さへ人のうちを打うゝ家一よりまのうつど
ひく日毎くよ引もこうゝ大辯慰ハ御代未聞のこ
どりこゝよ葬より三日を終へく未松もゆうあれどるうち
後合が車舁婆のまへよりこの法華わまりよく跳しう
らゝる婦人二家ゝのうの男子ゝとゝ報ゝまゝ方も胸え

家母ぬこ男子のよりよ打うゝありて死ゝ私うち後ホ
これもてんくたよ発るこ彼ゝ吟味ゝるのゝ何ホの
ものゝもまゝゝれがひこゝくゝ見利家へ進してる内よ葬
ゝるに彼母ゝ彩のあり渠ハりと後合漏金に有ホ
始報ゝうゝひゝ数行ゝく懐妊ゝ後合
りゝより里ある分あれハ行末ゝくてハ叶ゝ中ゝと終ゝよ
ホゝゝ絶手後ゝつゝゝとゝうゝゝ如ハ長と嘉ゝゝ仏
ゝくゝ男子ゝとりゝけゝゝ長ゝゝりゝ今ハあゝせも
夏門のいゝもゝうゝゝこゝ年月をまゝゝも結ゝん打ゝゝ
揺ゝゝもゝうゝくありゝゝよりありもゝ後合ゝゝ
の業ゝゝく切抜ありゝゝ日松浦泥ゝゝゝゝ年

義清
千歳
功治を
遺し

[illegible]

父介九郎夫人

福福ハ縄へる素のごとくしてぐるぐるとまきつけ[illegible]

[illegible]

[illegible]

ゝる利を貪つて大ゝ高をいとなみ
後世いかゝのく楽とゝ赤尾の屋義士等九ヶ夫ありしいふ
徒ら人ゝあれこそとて小ゝ刎楽ゞ金をとゝるものすら
不義ゝゝ高ゝ金ゝ金るあれバゝゝかゝ仇あるゝとゝ己が
四悪の罪ゝとゝ恐ゝとゝ恐ゝ落ゝゝ恐ゝ
零落ゝるゞ果ゝ七十ゝゝ
死ゝゝるゝゝ天の罰ゝゝ而生ゝ

天川屋義蔵逸事

義蔵清と直之ゝゝ甚ゝ男ハ心宮恐ゝ賽其諾ハ虜布ゝ高
ゝ名ハ高賈の家ゝ生ゝゝ名ハ弓馬の人ゝ能ゝ代ゝ泉
州堺の浦ゝ長ゝゝゝ数代遍居ゝ家ゝ入甚國用を達し

けるゝ或年夏の頃義蔵所用ありゝ岩瀬のゝ海ゝゝ
赤尾にゝゝゝゝ代ゝ屋家の方用ゝゝゝゝ
珍品重宝ゝゝゝゝゝ風を入らゝゝ義蔵
ゝ見ゝゝゝゝ大星に告げゝゝゝゝ
ゝゝゝ対する言ゝ隙ゝゝ大切ゝ
ゝゝ義ゝの夜人大ゝ狼狽ゝ
ゝゝゝゝ代ゝ
義蔵のゝゝゝ基ゝ
ゝゝゝゝゝ大星ゝ
ゝゝゝゝゝ義蔵ゝ
ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ義蔵を

拾さきもをはなをの毒ある事をのぐ〳〵何をもつまん今日市
むし一千の兵の用術を以て〳〵くを大切なる玉怒給ふせう義
りうとう是下の世ごろ〳〵ろとなるしいつぐも今日の張り
彼場を〳〵あるものして初より天も是をあらをそて
庶民人ごと是下とてうこぐのこと
〳〵りうとうよ義房是をとうく〳〵りう忽面をたのでく〳〵義
し戦栗くせて以ぬ平家して源く恐をのうるあう
さ毎のうよ大星も不審をるの一こ八義房ぬいうこれ
し平と同のよせうくるく面をあげ嫌よ源をてうりう敵をてる
八のしという素人今日彼を盗と一同をうりう彼よ不良の
ひさをを下ぬこれ式のものと庶うあよ拾く市廛ひもみほと

拾一紙をうりうとのしぐかうる清大切の市ををくハあのハたぬ
生別義高への使をと水を飲人として源く河中をうり廛
せ一ふをを使よ拾ををハしぐ市門寨のくハをを飛のごと
所のしいぐ市廛敗あつく市民人中の市をと安人しをくあ
もうりぐ是ぬやををでをうの大星も寨よ遠して拾しあ
をれくををうしぐ名角にをを寨ふうの源をと同ををうの
遠のる拾をうる細ありげをれバ法ををいうく寨しをぐの
拾をうる拾をよ部りの彼人をりハいををもんのくぐるま
大星の金をも彼ぬ去寄をうくくををりをを寄荒示を
くれをうりうせをうをハ永漢をうりう義形よ海ふよ告ぬしをえ
ををうり生を一義義形の知る所のんの中を使ようををを

主しゅうを庇疑さらまちとりけるくわうびそうそうたる星を指して
るよ市ちゑ介は高まんまるひ強強としてありけるぶ星をせ
よりたよりよろこび義を弟よ射しあるくあんしをひ
ゆくさうに云ふもまじへぶうしよ果しく昼夜のあるあよ
あるべ待るさ自ぶが罪よあるして人の命と救らんこの命脈
縁よ武士も及ばざる丈夫の魂感どるもおろかのうしで
書を新あしうろよ義を弟濃く先は仇敵も敬じをぶ
身の大業これよりとびたるあるべしを賜の身のうしぶたをよ
相くく勢とうけやとくこうふくを勇こを見惜をいく
こへばよ新よ陳べるく何をよる恐を上ぶこと半もあけよ
うでて大星ん中よは感じ仕為よりして巣ゆゆの責を

をもたへ多べるこ全清のんあるこをを接ろうされば赤
尾大夏の御懐代思顧の信ろのへる再をん感を誠よ
あるくれば敬くゆくくれ密半をくく容易よ義を米ア
托せしは彼一半あるべかくうてて廣大星ふ主接のうよ
雑敬しく復讐の半と源りくるよ義屬人の縁らんを
恐を大坂よ行くく国韓の地をくび別荘を志つ八敬これ
よを会せしゆの大為あるこ今も昼方仇のあ山麓あるを新うの荘
大星ろ拝よをつく自ろ密よみ西ろ松討の思城をくくのく
ろろ接ろよ熊治師神力丸ぶ源よろう義を米修よ陰謀ろ
つあのれ久しくく吹貢の昔を思べくありしゆ行へく大星
ホ本情を遂せしてこそ義を米自海して

[illegible]

[illegible]

[illegible]

長柄長者嘗塚　六冊
三三間堂棟我奇伝　柳の糸　五冊
河内木綿團七稿　五冊
小說峯の吹雪　五冊
攘夷小紫　無双いろは語　五冊
繪本浪華男　五冊
昔語茂の露　六冊
繪本羽衣譚　六冊
報仇親子墳　六冊
孝子義士唐琴伝　六冊
繪本一休譚　六冊
同後編うす紫　六冊
三竹昊験　擅風物語　五冊
絵本發切傳　六冊
中將姫一代記　平うの重入　五冊
同　行狀記　行力子　七冊
一休　とんち　絵入　義本　三冊
新吟美の友　五冊
花街風流解　三冊

繪本雪鏡談　十二冊
新編女水滸傳　六冊
同二嶋姑、男記　十冊
繪本孝女誉　三冊
同　亀山話　十冊
同　鮫の腹帶　三冊
同　沉香亭　十冊
新撰勸進噺　五冊
小野小町一代記　六冊
廓中場除　五冊
鏡山列女功　五冊
教訓ひめ艸　初篇　二篇　三篇　各十冊
復讐琴松譚　六冊
同　やまひめ艸　初篇　二篇　各二冊
同　武逸談　三冊
同　かなめ艸　二冊
阿波の鳴門　六冊
釋迦八相物語　合巻　五冊
源平染分艸　五冊
同　一代記　二冊

ハ4426